

平成26年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第4号）

（輝くふるさと常任委員会）

平成26年3月14日（金）

午前10時 開 議

【再開】

【会議録署名委員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
日程第1 会議録署名委員の指名

【議案第4号～議案第8号審査】
日程第2 議案第4号 平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算・・・・・・・・ |
日程第3 議案第5号 平成26年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算・・・・・・・・ 5
日程第4 議案第6号 平成26年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算・・・・・・・・ 7
日程第5 議案第7号 平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算・・・・・・・・ 7
日程第6 議案第8号 平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算・・・・・・・・ 8

平成26年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第4号） 輝くふるさと常任委員会

議会3月定例会議 議事日程告示年月日	平成26年2月27日（木）			
定例会議再開年月日	平成26年3月7日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	平成26年3月14日（金） 再開10時00分 閉会11時18分			
委員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 遅 遅早 早 席刻退	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
	柴田 勇雄	○		
	鈴木 満	○		
	姉帯 春治	○	辰柳 敬一	○
	小谷地 喜代治	○	高宮 一明	○
	山岸 はる美	○	中崎 和久	—
会議録署名委員	小谷地 喜代治		高宮 一明	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子	議会事務局総務係長	遠藤 政明

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	鳩岡 修
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	山下 弘司
	教育委員長		建設水道課長	村木 淳一
	農業委員会長		教育委員会教育次長	近藤 勝義
	代表監査委員		病院事務局長	岩泉 宇昭
	教育長	中田 直雅	農業委員会事務局長	深澤口 和則
	総務企画課長	村中英 治	総務企画課総合政策室長	服部 隆行
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課財政係長	大川原 洋一
住民会計課長	上小路 隆男			

(再開時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席委員は、7名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、小谷地喜代治委員、高宮一明委員を指名します。

これから、昨日に引き続き、予算審査を行います。

質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。

また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示して、質疑願います。

それでは、日程第2、議案第4号、平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

8ページをお願いいたしたいと思いますが、国民健康保険税の関わりでお伺いいたしたいと思います。

まず、この国保税は所得割、資産割、均等割、平等割、この四つの方法から課税方式がなされているようでございますが、それで、低所得者に対しては均等割と平等割でそれぞれ軽減措置ができる町条例の規定になっているようでございますが、この軽減措置ができるというようなことは、つまり低所得者がいる場合というようなことになろうかと思っておりますが、この人数が多ければ多いほど、イコール、低所得者が多いというようなことにもなるというように認識しているものでございます。この軽減措置でも3段階になっているようでございまして、7割、5割、2割とその軽減制度があるようでございますが、この軽減されている方々の最近の状況はどのような形になっているのか。

それからまた、これにも、たぶん、そういったようなものが積算されての国保税になっているかと思っておりますけれども、その7割の方、5割の方、2割の方、それぞれの3区分による軽減されている人数、あるいは、平等割の場合は世帯でございますから、世帯数ですね。その軽減額はどのようにになっているのか、お知らせをいただきたいと思っております。普通の国保税を課税いたしますと、満額いただくのが原則なわけでございますけれども、当然に、軽減することによって歳入に不足が、その軽減した分が生じることになるわけでございますので、そういったような不足した場合での、たぶん国庫の対応があらうかと思っておりますけれども、そういったような不足分のカバーの対応は、この予

算の中でどこに出てきているのか、その内容についてお尋ねをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（上小路隆男君）

お答えいたします。

税に対する軽減制度についてのご質問でございます。この国民健康保険税の課税方式は、先ほど委員が仰せになりましたように、医療給付費の分、それから、後期高齢者支援分、さらには介護納付金の3区分それぞれでございます。なお、所得割、資産割、平等割、均等割、さらに、この四つの項目によりまして、総額を保険税、国保税としまして賦課しているところであります。所得が低い等の一定の条件を満たした場合でございますけれども、国保税の均等割、平等割、それぞれ7割、5割、2割軽減する制度ができて、平成21年度の状況は、対象世帯数が820世帯、対象人数が1,529人、軽減税額が35,328,000円。22年度が848世帯、1,491人の35,552,000円、そのような状況で推移してきて、24年度が801世帯、1,333人、32,070,000円となっております。この25年度の対象世帯、735世帯、人数1,192人で、医療給付費の軽減額が20,503,000円、後期高齢者の支援分で6,711,000円、介護納付金の分としまして3,242,000円、合わせまして30,456,000円、このような状況になっておるところでございます。

なお、この軽減額に対する7割、5割、2割の状況でございますが、7割の軽減につきましては、30,456,000円のうち78.9パーセントでございます、24,037,000円。5割軽減が13.1パーセントとなっております、3,993,000円。さらに、2割軽減の方が8パーセントほどでございます、2,426,000円。このような状況になってございますし、課税区分は先ほど申し上げましたように医療給付費、それから、後期高齢等の課税区分でございますが、これによりまして、医療給付費の分で67.3パーセント、20,502,000円。後期高齢につきましては22パーセント、6,711,000円。さらに介護給付費につきましては10.7パーセントで、3,242,000円。合わせまして30,452,000円、このような状況になってございます。これを24年度と25年度と比較しますと、世帯数で36世帯の減、人数にしまして78人の減、税額にしまして1,614,000円ほどの減となっております、年々減少している状況にあります。

この軽減した保険税が、保険の負担として財源補てんされるかという2番目のご質問でございます。ここにつきましては、一般会計の部分に県負担金としまして、国保保健基盤安定負担金、先ほど申し上げました30,456,000円の4分の3、22,842,000円ほど交付されておる状況になってございます。なお、この一般会計の4分の3の部分、さらには4分の1の部分につきまして町のご負担をいただきまして、合わせまして、国保会計の一般会計からの繰り出し、いわゆる国保会計からすれば、繰り入れというような状況で国保会計にいただいております。

この軽減措置につきましては、先ほど委員仰せのとおり、被保険者の所得が大きく影響するため、予測しがたいところではありますが、平成26年4月、今年度は26年ですか

ら、来る4月から国保の低所得者の保険料負担を緩和するため、このようなことで、国保税の2割、5割軽減の拡充が図られることとなってございます。今年度は、そのような状況でございますので、軽減世帯数が伸びるものと考えてございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今の説明でおおよその見当がつかしました。確認でございますが、この軽減措置を図った分で、この歳入欠陥になる部分については、10ページの保険基盤安定繰入金の中に入っているというような理解でよろしいですね。

それから、現年課税分なのですが、三つの区分になっているわけですね。96パーセントの徴収率、このように想定した予算になっているわけですが、たぶん県平均と比較しても、平均値よりは少し上回っているのかなというように想定はしておりますが、実際の、昨年度、それから県平均を実績と比べれば、96パーセントというのは、もう徴収率とすれば十分確保できるというような中身になっているのでしょうか。

それから、もうひとつだけ。支出に対して歳入が不足するというようなことで、一般会計からの繰り入れが入っておりますけれども、これも、たぶん11ページのその他の一般会計繰入金の中に入っているかとは思っておりますけれども、いわゆる、その法定外の繰入金というような形になるかと思っておりますけれども、直接、財政支援になっている部分については、すべてがこの保険財政対策費分としての計上額になっているのかどうか、そこも確認をいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（上小路隆男君）

お答えいたします。

26年度の税96パーセント現年分を収納目標としまして、税収入を予算計上しておるところでございます。この96パーセントにつきましては、ちなみに平成24年度の現年の収納率が96.6パーセント、それから、平成23年度が96.5パーセントと、このような状況になってございまして、今現在も大体、前年並みの収納率で推移しておるところでございます。

この保険税についての26年度の積算でございますけれども、過去5年間の一人当たりの調定額と被扶養者の伸び率により算定しておりますが、被保険者が減少していることから、26年度は減額というような状況で見込んだところでございます。

なお、岩手県の広域化等支援方針というものがございまして、その目標値が、一般被保険者現年分が95.10と、このような状況になってございまして、滞納繰越分は前年度

滞納繰越額を下回る額と設定されておりますことから、過去の収納率を参考にして、26年度は現年96パーセントと設定したところでございます。

2点目の、法定外等の繰り出しというような質問でございます。

一般会計からの繰り入れの状況でございますが、26年度は総額で133,510,000円ほどお願いをしておるところでございます。この予算書にも記載してございますが、その内訳としまして、保険基盤安定繰入金、これは先ほど若干触れましたが、保険税の軽減分、さらには保険者支援分と納付分でございます。さらには助産費の繰入金、それから財政安定化支援事業繰入金、最後に、その他一般会計の繰出金というような部分でございまして、このその他の部分につきましては、先ほど委員がおっしゃいました法定外の分とルールによります繰り出し、一般会計からの繰り出しという部分がございまして、ルールによりますところの部分につきましては、給与費でございます。給与費が18,467,000円、このような状況になってございまして、事務費が8,000,000円、このような状況でございます。さらに、いわゆる法定外、ルール外といいますか、そのものにつきましては、特定健診の部分につきましては5,491,000円ほど、さらに医師養成の事業の負担金507,000円、それから、保険財政自立繰入金ですか、ここの部分につきましては、49,449,000円というような状況になってございまして、ここの部分につきましても二つほどございまして、前期高齢者の交付金の精算額として9,449,000円、その他の財政支援という形で40,000,000円ということで、合わせまして49,449,000円、このようなことで、一般会計から繰り入れをいただいておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

その実態は分かりました。

もう1点、確認をしておきたいと思いますが、この徴収率でございますが、あまり低下してまいりますと、その調整交付金などでのペナルティが課せられるというようなお話も伺っているところでございますが、これは現在のところペナルティが課せられる徴収率はどの程度になっているのか、お知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（上小路隆男君）

以前につきましては、徴収率を下回った場合に保険等から入ってくる金額について減額されるというような部分もございましたけれども、今現在では、先ほど申し上げましたように、県の部分の指針がございまして、そこで95.いくらでしたか、設定してございます。そのような部分がございまして、これを下回ったがためにペナルティというよ

うなものではなくて、岩手県全体として徴収に各市町村が取り組むというような考えの基、徴収率を設定してございまして、それに向かって徴収するというような状況になってございまして、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号、平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第5号、平成26年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

姉帯委員。

姉帯春治委員

5ページの歳入で540,000,000円くらいの事業費になってはいますが、事業といいますが、繰り入れをしているようでございますが、歳出の方を見ると、前年度よりも、事業費が65,000,000円くらい、それから、建設費が350,000,000円くらい、かなりプラスになっています。ただ、事業費の方が、昨年度よりも3,500,000円くらい減っているわけですが、このような中で、今、何パーセントくらいの事業、計画が進んでいるのか、そのことについてお聞かせ願ひたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

事業ですが、江川簡易水道事業が昨年からはじまりまして、江川簡易水道の合計額、全事業ですが、25年度から30年までの事業となりまして、合計で1,908,350,000

円程度の事業費となります。それで、25年度が109,892,000円程度の事業です。それから、26年度から360,000,000円程度の事業が、26、27、28、29、30年度まで続きますので、こういう予算になります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

去年から始めていたということは分かっていますが、ただ、これくらいの予算、事業費を加算していたら、今、どこまでやれる見込みなのか、そこをお知らせ願えればと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

25年度は江川簡水事業、橋場、今待、野中地区、来年度は飛びまして、一番漏水の多い地区から順番に行く予定ですので荒沢口、遠矢場、車門となります。一部は導水管、取水口から浄水場までの管の取り替えですけども、栗山、今待の一部も行う予定となっております。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

江川の方は酪農が盛んですので、聞いていますと、元の管が分からなくて、かなり工事に難儀しているようでございます。動物ですので、水は一番使う用途があると思いますので、そういうのには十分配慮しながら工事を進めていただければと思っていますが、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

今、順番に漏水の多い地区から行っております。よろしく申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号、平成26年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第6号、平成26年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号、平成26年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第7号、平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号、平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第8号、平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

病院会計事業の36ページをお開きいただきたいと思います。

これは、給与明細書の一部になっているかと思われませんが、ここに、定年退職及び勧奨退職に係る退職手当の部分がありますが、一般会計の制度で35年勤続の者がこういっているわけですが、普通、最高限度が限度ですと、これ以下でなければおかしい数字ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

あと、他の会計の部分については、この支給率は国の制度との比較になっているわけなのですが、病院会計の部分については、企業会計というような事情等から、この一般会計との比較をしているのか、その点について、この一般会計の制度は、この退職手当の分、その他の手当の分、それから、期末・勤勉のところ一般会計との制度の比較がなっておりますので、どのようなことから、このようになっているのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

36ページの、ただいまご指摘のありました退職金のところですが、大変申し訳ございませんでした。35年勤続のところですが、一般会計の制度のところの数字が52.55となっていましたけれども、これは52.44の誤りでございますので、申し訳ございません。訂正をよろしく願いをいたしたいと思います。

なお、一般会計の制度と併記しているのは、委員おっしゃるとおり、企業会計によるところがございますので、そのような表記とさせていただきます。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今の件については了解をいたしました。

続きまして、今回の病院新築につきまして、このように病院会計での予算化がされておりますので、まず、この関係からお伺いをいたしたいと思っております。

今回、2ページには債務負担行為というようなことで、建設事業の期間は26年度から28年度までと、限度額21億円というようなことになっているわけですが、債務負担行為の一番の目的は、ずっと28年度までこの限度を定めて、それぞれの契約もできる期間というように、私はそのように思っているわけでございます。

それからまた、企業債では、これは病院建設事業では103,000,000円ほどの企業債というようなことになっているようでございます。私から言わせていただきますと、この一般会計と病院会計との関わりが全く、現時点では、これだけでは分からない。一般会計からはもちろん、現時点では繰り出しとか、こういうようなことはなくて、これによるいいわけでしょうけれども、ずっと一般会計からの繰り出しがなくて病院会計だけで、このような形でやっていくものかどうか、そのあたりのところの、企業債の分については特定財源になると思っておりますので、そういったような財源措置はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

また、企業債でございますので、大まかに企業債と言っても起債のことでございますので、起債にもいろいろ種類があると思います。優位性の高いもの、それから、並みの起債のもの、いろいろあろうかと思っておりますけれども、限度額が21億円でございますので、こういったような、今後、全部で23億くらいでしたか、これから多額のものになっていきますと、この起債についても、いろいろ高額な起債を導入していくことが考えられるわけでございますが、そういったような場合に、優位性の高い起債、つまり起債を認めてもらって、この交付税でバックできるような、今一番高いのは過疎債というような形になろうかと思っておりますけれども、そういったような関わりは、今後どのように出てくるのか、この予算だけでは全く見通せませんので、その内容についてお知らせをいただきたいと思っております。また、この建設事業には、直接この国県の国庫補助等の関係はどのように反映されてくるのか、まず、その辺の財政の財源対策についてお伺いをいたしたいと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

新年度の予算の関係の中で、今回、本体工事の部分といたしまして、債務負担行為を21億円ということで設定をお願いしているところでありまして、それから、直接、新年度の予算といたしましては、103,000,000円ほどに予算の内容としてはなっているものであります。その中で、今の質問は、どういう一般会計の関わり、あるいは起債の関係等々ということでございますので、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、当初予算の歳出の関係でございますが、今回の分につきましては実施設計、あるいは造成設計等々を見まして、103,000,000円になっているものであります。これは起債の対象となりますので、今回、基金からの繰り入れというのはしないで進めていくというものでございまして、先ほど委員もおっしゃるとおり有利な起債を導入してと、返済時に交付税で見られるといいますか、参入していただける、国の支援が受けられるというものでございまして、そういう形の中で進めていくことになるものであります。

その中で、基金の関係につきましても、今回、こういう大きな予算であります、基金として18億円ほど公共施設の部分として造成しているわけではありますが、そういう中で、取り崩しをしないで、こういう流れになっているということでもあろうと思っておりますので、この辺を少し話をさせていただきますけれども、これにつきましては、今後、起債の償還時に基金を取り崩したしまして、病院会計に繰り入れて、そして償還に充てるというような流れにはなっていくものであります。

そういう中で、債務負担の関係であります、今後、建設する際の財源としては、今お話ありましたように起債を充当していく考え方であります。そして、これにつきましては、今度、過疎債も対象となりますので、過疎債は有利な財源手当でありますから、そういう面では事業の2分の1以内ということになりますので、概ね、今回、約20億円といたしますと10億円の部分、半分の部分が過疎債、そして、あとの残りの部分は病院事業債ということになるものであります。

この過疎債の分については、元利償還分の7割を交付税で措置していただけるというものになりますし、それから、病院事業債の分については、約25パーセントでございまして、交付税で参入していただけると。トータルで見ますと、20億円に対して約半分、50パーセント、75パーセント、25パーセントになるわけではありますが、結果として、約半分が交付税で見えていただけるような財源手当を考えながらの事業を進めていくというものでございます。

したがって、半分の分については国の方からの支援、交付税を見込めるという形になるものでありまして、そういう形の中で進めていくと。そして実際には、償還は5年据え置き、25年という形になりますので、30年間といいますか、そういう形での借り入れをしながら進めていくというものでございます。そういう今回の、全体的な事業としては、そういう形になりますのでご理解を賜りたいと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

多額な建設費用がかかるわけでございますが、まず、財源はこのように手当をしたいという話でございまして、過疎債等も導入、10億円、半分くらいになりますか、最も優位な起債かと思っておりますけれども、あと病院債といたしましたか、こちらの方は25パーセント交付税でバックになるというようなことで、いろいろ、こういうような工夫をしているようでございます。

そうしますと、実際的には、今盛んに積み立てている一般会計での公共施設の整備基金からの繰り入れは、この償還が始まってから繰り入れするというような形で、今、直ちにこれに反映されるというようなことではないというような理解でよろしいでしょうか。そのところも少し確認をさせていただきたいと、このように思います。

それから、国県の補助についても、先ほどお尋ねをいたしましたけども、これに対する、だいた起債だけでも優位なことは優位なわけでございますが、こういったような部分での国県の補助等々については、どのような措置がなされることになってくるでしょうか。まず、その点について、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

起債の関係につきましては先ほども申し上げましたが、5年据え置き25年償還ということになりますので、5年据え置いた中で、その償還金が入ってきますので、その際に基金の取り崩しで病院会計に繰り入れて、その償還財源に充てるという考え方で今考えているものであります。

それから、補助金の方ではありますが、公共自治体病院といいますか、これに対する補助金が50,000,000円ほどということ、全体の額としては、かなり少額ではありますが、その補助等も受けながら進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

国県の補助がなければ、なかなか、こういったような企業債の分も、おそらく、これはセットで許可されるものと認識しておりますので、あえて聞かせていただきました。

あと、この事業が26年度から28年度、3年計画でなっているわけですが、その新病院への移転開設時期は、そうしますと29年4月からというような形になるでしょうか。それとも、4月以後の開設の計画で進めるところなのでしょうか。その辺の開設の予定時期は、どのようにお考えでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

スケジュール等に関するご質問かと思いますが、今回、3年にまたがる債務負担

をお願いするわけですが、大まかに、26年度につきましては設計関係、それから工事に着手したいと思っております。秋頃になる予定で見込んでございます。それで、27年度工事で、28年度につきましては、病院工事の方については早い段階に完成させて、オープンの方に持っていければと、それから、撤去とか外工が残りますけども、それも28年度中に行えればというように目標は立ててございます。具体的なことにつきましては、今回プロポーザル方式でありまして、その中で、工期の短縮等もご提案いただいて、その中で審査しながら、具体的日程等も、有利な日程等を詰めてまいりたいと、そのように考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

実際に移転開設する時期、通常は3年計画ですから、このままでいきますと29年3月31日まで、ただ、完成したと言っても4月からすぐに開設できるのかどうか、今からだったら、大体予定を立てられるのではないかと思いますけども、その開設時期は現時点ではどのようにお考えになっているのかということをお聞きしたかったわけです。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

完成しましてから、いわゆる引越し等の準備というか、そういう作業等もございまして、28年度中、後半にということ考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

開始時期はいつになる予定ですかということを知りたいと思って、質問しているわけです。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

今の時点で何月というような目標につきましては、先ほど申しあげましたように、工期の短縮等を精査しまして詰めていきたいということで、今は大まかなスケジュールでございまして、ご理解賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、準備さえ整えば29年4月前にでも移転開設したいという考えも含まれての回答なのでしょうか。その辺のところももう少し詳しく、全く分からない者が質問しているわけですので。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

28年度後半中の、いわゆるオープンをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、いよいよ現実的な対応策というような形になってくるかと思っております。先ほどの企業債との関わりで、もう1点だけ確認をさせていただきたいと思えます。5年据え置き25年償還といたしますと、だいぶ年数をかけての償還になってくるというようなこととなりますので、そうしますと、今の公共施設等の整備基金についても一気に取り崩すというような形にはならないのではないかというような認識でよろしいのでしょうか。まず、それを確認させていただきます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

公共施設整備基金、今回の葛巻病院の建設のみならず、公共施設の分としての考え方の中で創設しているものでありまして、今回の病院の整備につきましては、先ほど申し上げましたように、いわゆる起債対象にならない等々の分については随時、基金も取り崩しながら対応していかなければならないと思っておりますが、本体工事等々含めてでございますけれども、その起債の対象になるものでございますので、先ほど申し上げましたような償還の期間になりまして、一気に取り崩すということには、今回の事業はなっていないところであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。

いよいよ、開設時期も早い機会にというような話でございましたので、この新病院の開設に当たっての、やはり最重要課題と申し上げた方がよろしいでしょうか。まず、医師確保の問題があらうかと思っておりますが、現在、常勤医師5人と伺ってございましたけれども、新病院の分については、どのような医師の体制を考えておられるのか。医師がいなければ病院開設は無理なわけでございますので、何人体制の診療を予定されているのか。この点について、まずお尋ねをいたしたいと思えます。

それから、2点目には、やはり新病院になっても、従来どおりのような医療サービスだけでは、せっかくの新病院になった甲斐がないわけでございますから、入院、外来、その利用者の方々が医療サービスの向上を求めてくるものと思われまますので、どのような医療サービスの向上策の導入を考えておられるのか、現時点での医療サービス、このことも大変、利用者でございますので、一番大事な形になろうかと思っております。その導入方策について向上策をお知らせしていただきたいと、このように思っております。

また、そこで働く病院職員、事務職を含めた医療スタッフの方々の能力の向上も図らなければならないでしょうし、人材育成というような形にもなろうかと思っております。それで、医療スタッフの方々の人材育成と充実というようなことが急務ではないのかと思っております。もう3年を切ってくるわけでございますので、そういったような対応策は、これから準備をしていかなければ間に合わないだろうと、このように思っておりますが、この3件について新病院開設に当たっての心構えはどのようになっているのか、お伺いをいたしたいと、このように思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、1点目の医師体制についてということではございますが、これについて、私の方からお答えを申し上げます。

これにつきましては、今28年度中の開業を目指すということでお話を申し上げているところでありますが、現在は常勤医師5人体制で運用していただいているところでございます。併せて、27年4月になるわけですが、町の方からの奨学生といえますか、この方が27年4月から、今32歳だったと思いましたが、この方が葛巻病院に着任していただくということで、去年あたりから葛巻の方にも何回か足を運んでいただきながら、一緒に懇談もしながら、葛巻の状況等についてもいろいろ紹介しながら、雰囲気も分かっていたかというようなこともございまして、今、そういう機会もつくりながら努めているところでありますが、27年4月から、そういう先生からもおいでになっていただけるという形になっておりますし、それから、県の方の自治医大

卒業生の派遣というの、県の方へも葛巻病院の状況等も申し上げながら、これまでもありますが、今年も引き続きお願いする形にはなっておりますが、県の方からも、そういう面での状況等についてもご理解いただきながら、体制をしっかりと整えて、開業に向けて医師体制は整えてまいりたいと、このように考えております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

2点目について、病院事務局長の方からお答えしたいと思います。

入院、外来につきましては、また、今年度の診療報酬の改正等によりまして、より一層、病院だけではなくて、その在宅の患者さんへの医療サービスの提供ということも求められているものでございますので、今も訪問診療等も行っておりますが、より皆さんに親しまれる病院を目指してやっていきたいというように、職員一同努めているところでございます。また、入院につきましても、今までは内科、外科ということでもございましたけれども、総合診療というような形で佐々木理事に診ていただいて、垣根を取り払ったような入院等もしていただくような体制を今つくっているところでございます。

3点目の人材育成でございますが、これにつきましては、25年度から既に取りかかってございまして、看護師等につきましては、県立病院の宮古、久慈、中央病院等から講師として来ていただきまして、勉強させていただいておりますし、また、今年度からは、インターネットを使いました講習等も予定して、さらに、より充実した医療の提供を目指してというところでございますし、また、事務職、その他コメディカル等につきましても、前よりずっと研修等に出かけておりますので、新病院開設の際には今以上、皆さんに満足していただけるような病院となるように努めているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

はい、分かりました。

最も重要な事項だと思いますので、そうしますと、医師の体制は5、6人を想定しているというような理解でよろしいでしょうか。これより減っては困るような感じがするわけで、あえてお聞きいたしたいと思います。

また、患者の医療サービスの向上については、総合診療等も導入したい、あるいは医療スタッフの人材育成等については25年度から始めていると、今話したようなことを忘れないで、ぜひ実現をしていただきたいと、このように思うわけです。その医師の関係については、5、6人というような理解と認識でよろしいでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今後の医師体制についてでございますが、今、先ほど申し上げたような状態の中で努力しておりますし、県の理解も得られるように再度努めてまいりたいと思っております。そして、最低でも5人体制は確保していけるような形の中で病院経営をしていかなければならないと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。山岸委員。

山岸はる美委員

それでは、今の柴田委員と同様な質問になりますけども、町の方では新病院の建設に当たっては、質の高い建築設計のために取り入れたプロポーザル方式で、このプロポーザル方式は県立大槌病院、山田病院とか、西和賀病院等で実施されているようですが、プロポーザル方式で町が業者に課題に対する提案を求めるとは具体的にはどういう内容なのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

業者に求める課題提案の件ですけども、この件につきましては、プロポーザル方式の大きな特徴という部分になるわけですが、例えば業者の選定に当たりましては、例えば技術者資格とか、同種類業務の実績内容、あるいは過去の実績等、そういった技術の経験、能力等に関する事項、それから、業務の理解度とか、実施手順の妥当性、いわゆる事業の実施方針に関する事項、それから、提案内容の的確性、実現性及び独創性に関する事項、これらの視点で審査して総合的に評価し、選定するというようなことになってございます。

そのうちの3点目の提案内容という部分につきましては、現段階では5、6点ほど町の方で課題として設定いたしまして、技術提案という形で提出してもらうことを考えてございます。例えば、先ほども若干触れましたけども、工期の短縮、あるいは工事費用の縮減の方法、それから、施設のライフサイクルを踏まえた上での採算性を確保するトータルコストの縮減、それから、例えば三つ目としまして、耐震、長寿命化等に対する構造上の考え方、あるいは、隣り合わせでやりますので、そういった部分で、既存病院の敷地内での新病院の建設となりますことから、これに配慮した対策、安全対策、総合対策、あるいは仮設等の関係、そういった工法について、それから、一般的にあるのは瑕疵担保期間を10年と設定するので、その完成後のアフターケアについてとか、現在、使っている医療施設、医療機器等もございまして、医療設備等の調達の考え方について

て、それから最後の方で、こういった提案も含めて、トータルでのその価格設定に関する考え方についてというようなことを課題設定いたしましたして、業者さんから提案いただきました、葛巻病院の施行に当たって最も優れているといたしますか、適している、そういった業者を選定して、相手方と契約交渉をし、お互いに妥結すれば、契約締結になるというような手順でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山岸委員。

山岸はる美委員

分かりました。

たぶん県立病院等で取り入れた方式でありますから、期待するものであります。本体工事も期待されるわけではありますが、やはり病院の外側だけではなくて、新しくなるということは、患者の皆さん方にとっては病院の医療機器の中身の充実も求められてくると思います。やはり、今の葛巻病院にはないMRIとか医療機器のようなものは、どのように整備をする予定なのでしょうか。それは、やはり外側だけではなくて中身の、今、整形外科とかを診るには、やはりMRIがなければ正しい診断とか、せっかくお医者さんが居ても、そういう医療機器の充実がないと病名の診断とか、また、利用者の人たちも今それがなくて県立病院とか、他の病院に足を運ぶ方々もいらっしゃるの、やはりMRIとか医療機器の整備という中身の充実の方の考えについても、お伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

MRIをはじめとした新病院の医療設備機器等の関係ですけれども、現段階で具体的な機器名等を絞り込んでお話できるところまでの段階ではございませんけれども、現在、スタッフ、病院内部の方で検討してもらっております。

そういった中で、MRIについては、導入する場合に専用室が必要だということ、それから導入費、物自体も高価ですので、ざっと1億円くらいするだろうという試算の報告もいただいております。そういった中で、新病院の建設に併せてという考え方もひとつあると思いますし、それから、今、基本構想の中にも出ておりましたけれども、基幹病院、中央病院とか医大とか、久慈の方の病院、その役割分担、機能分担としての葛巻病院の役割というようなことを考え合わせますと、そういった高度医療といたしますか、そういった部分は基幹病院の方をお願いするというような考え方も、現実的な選択肢としては、ひとつあるのかなと思ってございます。いずれ、設備機器の導入につきましては、特に大型なものについては、先ほど言いましたように、部屋の割り当て、それから事業費の膨張とか、コストバランス等に大きな影響を与えますので、十分慎重に検討して、決定していきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山岸委員。

山岸はる美委員

その医療機器があるかないか、一度そこに行って、例えばMRIの写真を撮ってきてくださいと言われると、やはり、その撮ってもらったところの病院に通院するような形になるのが現在の状況であります。多額なものではあっても、あれば、多くの患者の方々が、整形外科なんかは特にMRIの機器が町にあるということが、自分たちの町立病院を使ってもらえる要となると思いますので、高価なものではあっても、十分、重要な機器であると思いますので、その点については、よろしく願いいたします。

また、病院建築もすごく待たれるわけですが、今年の冬場は雪が多いですし、今日も大変道路状況が悪い中であります。今、例えば患者さんたちが処方箋をもらって、外の院外処方に出ます。お助けカーとか、手押し車、また、杖をついた方々も、今、病院から処方箋をもらうために一旦外に出るのですが、やはり階段とかがあって、道路状況が悪いために転ばれないかと心配されるところがあります。やはり足腰の痛い方とかは手押し車で、こういう道路状況のときであれば、もし処方箋をいただいたのであれば、その方に代わって何人分かをまとめてスタッフの人が、その方はゆっくり足下を気をつけながら行ってもらえるような、そういうソフト面といいますか、今はまだ冬ではありますが、病院建築にかかるにはあと3回冬を越さなければなりません。やはり、今、利用者の方々が不便を来しているところは、そういう一旦外に出なければならない、足腰が悪い人たちは手押し車ではありますが、やはり道路状況が悪いということは、悪くすると転倒するとか、そういう危険性もあると思います。病院の中でどなたかが居て、その処方箋をもらったものを院外処方に届けるとか、そういうソフト面の改善なんかも求められると思いますが、その点と、昨年策定した基本構想の中で、病床数を60床、一般42床、介護療養が18床とした根拠はどのようなものでありますでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

最初に、1点目の院外処方に関してでございますが、本当に歩けないというような方は、病院の事務で代わりに行って受領している事例もございます。それは、申し出ていただければとは思いますが、ただ、その事務の方もいつも対応するというのは、なかなか難しいので、これは、できればボランティアとか、そういったものを活用していったらというようには考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

基本構想における60床の根拠ということですが、病床数につきましては、ご案内のとおり葛巻の将来人口が減少していくというような、国立社会保障・人口問題研究所の推計とかが出てございまして、それから、過去の病床利用率等を勘案して60床としたものでございます。内訳としましては、制度上、介護療養病床につきましては現行の18床を増やすことができないというようなこともございまして、介護病床を18床、それから一般病床を42床、合わせて60床というような考え方にしたものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山岸委員。

山岸はる美委員

病院建築に当たっては、本体、また、医療機器の充実とか、先ほどの柴田委員の質問にありましたように、サービスを提供する側の人材育成とありましたけれども、やはり申し出があれば、そういう歩行に不便を来す方々、一年365日ではありません。冬場、手押し車とか杖をついている方々なので、期間的にはそういう長期のものではないと思います。県立病院に行けば、やはり最初の患者さんという方もいらっしゃいますので、どういようにしたら手続きができるかという方が1人張り付いています。ボランティアの方だとは思いますが、これは今すぐにでもできることだと思います。新病院の建設に当たっては、そのサービスの提供する側の方、また、サービスの方も併せてということではありますが、今すぐできることは、手薄とは言いながらも、やはり一旦外に出なければならぬ人たちの、足腰の悪い方々のためには冬場だけでも、そういう方々に対応する方を張り付かせても、それはサービスの提供になるのではないかと思います。今一度それはお願いいたします。

また、副町長にであります、23年度以降、一般病床の利用率が30パーセントとなっておりますが、新病院は42床とすることは適正規模なのでしょうか。また、この30パーセントの利用率の状態をどのように認識しているのか、改善の見通し等はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

1点目について、お答えいたします。

ボランティアに関しましては、そういった方々をなんとかお願いしようということで、今、調整している段階でございます。なるべく早い時期から、そういったもので対応できるようにしたいとは考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

2点目の方であります、その病床率30パーセント台、その中での42床ということに対する考え方ということでございましたが、今、委員さんお話しいただきましたように、ここ2年くらい、23、24であります、30パーセント台ということになっておりまして、今のお話と思いますが、その中で平均的にも22、23から25人以下という状況の入院患者でもございました。

そういう中で、22年以前、先ほど課長の方からも、これまでの入院の推移というようなことの中で、ある程度長いスパンの中で見ての話でございますが、22年以前でございますけれども、それには35人から40人くらいの入院患者も、ずっと続いておりまして、56パーセントから、62、63パーセントの病床利用率というような状況で推移してきた時期もございます。これは2年ほど前なわけではありますが、併せて、外来患者につきましても、現在、一日平均にしますと140人くらいということになっておりますが、2年くらい前は160人くらいというような状況の中で推移してきまして、ここにきて大きく減少している状況にもございます。しかし、そういう中で、22年以前の状況というものをしっかりと捉えていかなければならないと思っておりますし、この地域の中にそういう需要があると認識をしているものであります。

過去の入院患者等々と併せまして、ここに中核病院といいますか、盛岡あるいは久慈、二戸市等々の県立病院、あるいは岩手医大等々との連携というのが地域医療の中で葛巻病院と連携が重要と、このように思っております。そういう中で、特に遠く離れているといいますか、そういう中での唯一の一般病院という役割を、あるいは機能を果たしていかなければならない。さらには、高齢化が進んでくる中で、そういう病床にもしっかりと対応していける、地域の医療を守る、そういう葛巻病院という考え方の中で総合いたしますと、今、先ほど担当課長から申し上げましたように、一般病床42、療養型18ということで、60床の規模ということで考えての病院建設に当たるものであります。

それから、そういう中に、いろいろご指摘があります改善ということでございますが、これにつきましては、今年度の4月に病院の先生方、それから、看護師長等とも、そういう中で構想に掲げております、親しまれる病院、そしてまた、信頼される病院に向けての取り組みを、どう進めていくかという観点の中で協議もさせていただきました。そういう中で、基本構想に掲げている、その信頼される病院に向けての取り組みでございますが、そのひとつに、25年度からであります、病院と健康福祉課との連携でございます。先生方と保健師の連携のもとに、成人病予防の事後指導ということと併せまして、健康講話、その中でも、先生も一緒に入っていて、今回は地域内を30カ所以上実施していただきました。そういう中に、病院建設に対する、あるいは病院改善に対する要望等もあったと、そのようにも伺っております。

そういう中で、さらに病院内でも看護課が中心となりまして、看護に従事する自分た

ちの思いを、病院職員としての、地域住民に心の通った温かい看護の提供ということをしかりと理念に持ちながらの取り組みをしようということで、4月から立ち上がっていただいております。その年間の目標といたしましても、患者や家族に信頼され、安全安心できる看護を目的とするのがひとつであります、もうひとつは、自主的に研修に参加しまして、知識とか技術を向上するという、そういうひとつのテーマを持ってのものです。そういう具体的に進める中で、ひとつの評価基準といえますか、そういったような項目を大きくは4項目、そして、それを具現化していくために、具体的には11項目になっている、そういう評価を自分たちでしながら進めてきているものがあります。その4項目は、安全な看護の実践であります。それから、満足度の高い看護の提供。それから、人材の育成。さらには、運営の効率化・適正化。これが大きな重点目標でありまして、それを具現化していくための11項目にわたっての取り組みをしていただきました。

そういう中で、前半の分ではありますが、4月から10月までの中で8割以上、その11項目のうち、8割以上が達成できたというのが4項目と伺っておりますし、それから、5割から8割までできたというのが3項目、半分以下、あるいはできなかったというのが4項目というような前半の評価でございました。そして、3月に入りまして、後半の評価でございますが、8割以上その目標が達成できたというのは7項目になっておりますし、それから、5割から8割までできたというのが4項目でございます。半分以下のものはなかったというような形の中に、中身といたしましても、かなり、内部の取り組みの成果としてできてきていると、このようにも実態を把握しております。

以上、こういう形の中に、一層この取り組みを推進していきながら、そしてまた、看護師さんに対する、対応といえますか、大変良くなったなという声も、私たちも地域に出て、そういう声も聞いておるところであります。

そしてまた、26年度においても、医療・保健・福祉を一体的に連携しながらということで、今26年度に向けても、さらに、いろいろ協議をしているところでありますが、いずれ患者の皆さんに対する信頼、あるいは親しまれる病院という観点の中で、そういう改善、改革にも取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山岸委員。

山岸はる美委員

ただいま副町長から、中核病院の機能を持つと言われましたが、確かに隣接町村では県立病院等は入院のための病床等がなくなってきております。自分たちの町で医療を受けたいし、入院のときも、やはり自分たちの町で、慣れ親しんだ風景の中で医療を受けたいという方々の気持ちが、今回、新病院の建設に向かっているわけですので、その点に対しては期待が大きいわけでありまして、また、今でも、バスがなくなっても岩泉町からも来てくださっている方々がいらっしゃいます。葛巻病院は、病院も新しくなって、内部的にもすごく充実しているという、そういう声というのが、やはり利用者

というか、患者さんたちから口から口へ知れわたって多くの皆さんの、町内だけではなくて町内外の人たちからも利用されるような病院になっていただきたいと思います。

また、病院事務局長さんの先ほどの答弁であります。申し出があればと言いましたが、どなたが見ても、やはり、こういう天気のとくに手押し車というのは、病院の事務方の方で忙しくて、そういう時間などはないと思うのですが、でも、やはり皆さん、できるだけ雪道を歩かないように、あの長い廊下の方を渡って歩いています。サービスというのは積極的にやっていかないと、新病院ができた上でサービスにも焦点を当てるのではなくて、今時点の、完成までのサービスというのは、やはり必要だと思いますので、ボランティアでもいいですし、ボランティアを募るといのもよろしいかと思いますが、パートさんというか、冬場だけでもよろしいと思うのです。たくさん的人数ではないと思うのですが、そういう申し出があればではなくて、だれが見ても歩行に困難を来しているのは一目瞭然の方々もいらっしゃると思いますので、そういう点は積極的にサービスをしていってほしいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

委員さんのご意見を参考にさせていただいて、これから取り組んでいきたいと思えます。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第8号、平成26年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託された事件は、全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。
輝くふるさと常任委員会を閉会します。
ご苦勞様でした。

(閉会時刻 11時18分)